

南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画

令和7年4月

徳島市

は じ め に

現在、南海トラフ沿いの大規模地震は、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過しており、今後30年以内に発生する確率が「平常時」においても80%程度と切迫性の高い状態となっています。次の南海トラフ地震が M9.0クラスの最大規模で発生した場合、徳島市は数分間にわたる震度6強～震度7の揺れの後、約5mの津波に襲われ、死者約1万人、建物の全壊焼失約4万8千棟等の大きな被害が発生すると予想されています。

この南海トラフ地震があらかじめ予知できれば、被害の発生を最小限に食い止めることが可能となりますが、残念ながら現代の科学技術では、まだそれが困難です。国は、2011年3月11日の東日本大震災を引き起こしたM9.0の巨大地震を予測できなかったことなどをきっかけに、これまで予知できるとしてきた「東海地震」の情報を取りやめ、2019年5月31日から「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始しました。これは、南海トラフ沿いで様々な観測データを基に、地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとの評価が可能であるとして、気象庁から発表される情報です。

過去の南海トラフ地震、特に直近の2つの事例を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震が東西約32時間の間隔をおいて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震が東西約2年間の間隔をおいて発生しています。このようなパターンで発生する場合、徳島市は、この時間差を活用して防災対策を講じることで被害の軽減を図ることが可能であり、事前に対応計画を作成しておくことは大変重要なこととなります。特に、先発地震の発生直後から数日間は後発地震が発生する可能性が高いと考えられているため、発表されてからの検討では間に合わない子どもの安全対策、避難に時間がかかる住民や土砂災害警戒区域等にお住まいの方の事前避難、地震発生時に被害のリスクの高い不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等の管理、又は運営等については、できるだけ具体化しておくことが極めて重要となります。

令和6年8月8日、日向灘で発生した M7.1の地震により、運用開始から初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、本市はその対応に迫われましたが、今後は（巨大地震警戒）の発表時も含めて更なる計画の具体化が必要と考え、この対応計画をまとめることとします。計画は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）・（令和3年5月（一部改定）」を参考とし、徳島市に起こりうる状況を想定して作成しました。

今後も引き続き、国・県の考え方や市民の意見等も広く取り入れ、継続的に見直しを行ない実効性の高いものへ更新していくものとします。

令和7年4月1日

徳島市長 遠藤 彰 良

目次

はじめに

第1章 対応計画作成の目的と活用方法について	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 作成の目的	
2 作成要領	
3 活用方法	
第2章 南海トラフ地震臨時情報とは	・ ・ ・ ・ ・ 2
1 南海トラフ地震臨時情報とは	
2 異常な現象の3つのケースと発表される情報	
3 各ケースの概要	
第3章 想定する状況と各対応方針	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 巨大地震警戒対応 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 予想される地震・津波と被害	
(2) 対応全般の考え方	
(3) 通常業務	
(4) 非常時業務（防災対策及び初動準備）	
2 巨大地震注意対応 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース	・ ・ ・ ・ 13
(1) 予想される地震・津波と被害	
(2) 対応全般の考え方	
(3) 通常業務	
(4) 非常時業務（防災対策及び初動準備）	
3 巨大地震注意対応 ゆっくりすべり／被害なしケース	・ ・ ・ ・ 14
(1) 予想される地震・津波と被害	
(2) 対応全般の考え方	
(3) 通常業務	
(4) 非常時業務（防災対策及び初動準備）	

第1章 対応計画作成の目的と活用方法について

1 作成の目的

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、徳島市がどのような状況になるのかについては、実際に起こってみなければわからないところではあるが、蓋然性の高いとされるL1想定（M8.4～M8.6クラス）、そして東日本大震災と同規模となる想定最大規模のL2想定（M9.1クラス）のいずれであっても、現在の徳島市がかつて経験したことのない大規模なものとなる。

このような中、南海トラフ地震臨時情報の発表、特に東側でM8.0クラス以上の地震（半割れケース）が発生した場合に発表される「巨大地震警戒」については、実際に東海地方を中心に大きな被害が発生していると想定され、住民の恐怖心は煽られ社会活動に大きな混乱を招き、それは時間の経過とともに増大することが容易に想像できる。また、後発地震の発生については、先発地震の発生直後が最も危険であることがわかっており、対応は早ければ早いほど防災・減災の効果が高いと判断できる。

このため、発表されてからその対応策を検討するのではなく、事前に対応策について具体的に計画しておき、これを迅速に発動し、社会活動への混乱を最小限に抑えつつ、後発地震による被害を最小限にすることを目的として本対応計画を作成する。

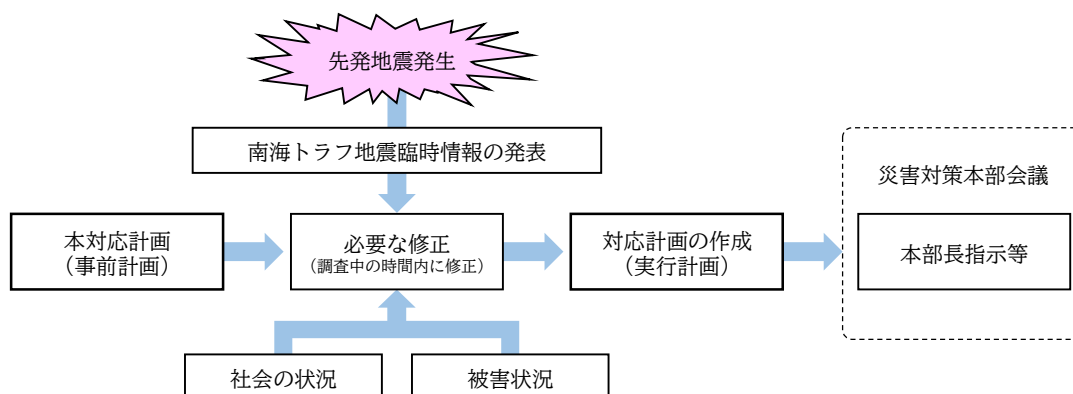
2 作成要領

本計画は、内閣府が作成した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）令和3年5月（一部改定）」を参考に、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会活動が混乱するおそれがある以下の典型的な3つのケースについて、現象が観測された場合の初動を重視し対応を検討する。また、地震の発生は社会活動の混乱対応についての課題が多い平日昼間として検討する。

- (1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース
- (2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース
- (3) ゆっくりすべり／被害なしケース

3 活用方法

本計画は、南海トラフ地震の多様な発生形態のうち、上記3つのケースに限定して作成した事前計画であり、実際に「巨大地震警戒」や「巨大地震注意」が発表された場合には、先発地震の影響や社会状況に応じて適宜修正して実行計画を作成する。



第2章 南海トラフ地震臨時情報とは

1 南海トラフ地震臨時情報とは

気象庁は、これまでの研究から、南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難としながらも、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は引き続き重要であることから、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるものについて発表して、社会活動の混乱を防止し、防災・減災対策に反映させることを目的として、令和元年（2019年）5月31日から、南海トラフ地震臨時情報の運用を開始した。

2 異常な現象の3つのケースと発表される情報

ケース	発表される情報
半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース	巨大地震警戒
一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース	巨大地震注意
ゆっくりすべり／被害なしケース	巨大地震注意

3 各ケースの概要

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース

ア 概要

半割れ（大規模地震）／被害甚大ケースは、東西2つの地震の続発ケース

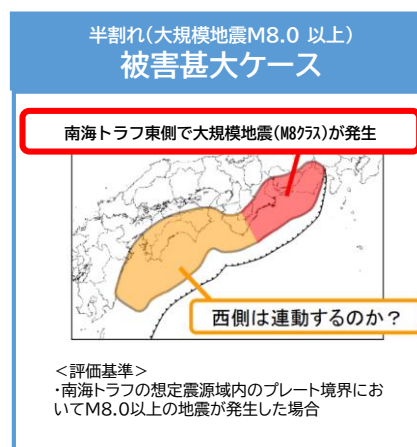
過去の南海トラフ地震では、震源域の東側と西側とで、短い期間に2つの地震が続発する例が多くある。過去3回の地震でも、昭和の東南海地震と南海地震は2年の間隔において発生、安政の東海地震と南海地震は32時間の時間差で発生、宝永の地震はほぼ同時に震源域全体が破壊したことから、東西どちらかで地震が起きた場合、他方の地域における地震の発生確率が高くなると考えられる。これらの事例に基づいて発表されるのが「巨大地震警戒」である。

イ 発表される条件

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

ウ 後発地震発生の可能性（発生確率）

- (ア) M8クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度（7事例／103事例）通常の100倍程度の頻度
- (イ) 発生の可能性は、最初の地震発生直後程高く、時間の経過とともに低下
- (ウ) 調査中の期間を含み、1日以内は特に確率が高くなる。



(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース

ア 概要

一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケースは、東日本大震災の前震のケース

東日本大震災では本震の2日前にM7.3の前震が起きている。その後、前震の震源域周辺で余震が起きたり、ゆっくり滑りが拡大したあと、M9.0の超巨大地震が発生した。南海トラフ沿いでも同様の事態が起きることに備えて、震源域周辺でM7.0以上の地震が起きた場合に、臨時情報「巨大地震注意」が発表される。

イ 発表される条件

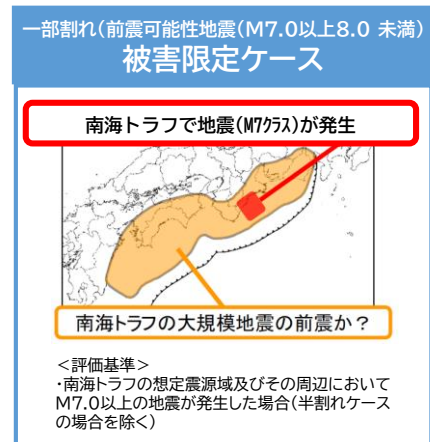
南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生

南海トラフの想定震源域内のプレート境界外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生

ウ 後発地震発生の可能性（発生確率）

M7.0以上の地震発生後、7日以内にM8クラス以上（M7.8以上）の大規模地震が発生するのは、数百回に1回程度

（令和6年8月8日19時45分 気象庁地震火山部）



(3) ゆっくりすべり／被害なしケース

ア 概要

ゆっくりすべり／被害なしケースも、東日本大震災を例にするケース

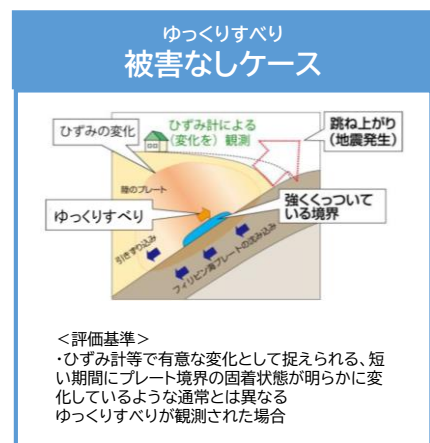
東日本大震災では本震の2日前にM7.3の前震が起きていました。その後、前震の震源域周辺で余震が起きたり、ゆっくりすべりが拡大したあと、M9.0の超巨大地震が発生しました。南海トラフ沿いでも同様の事態が起きることに備えて、震源域周辺でM7.0以上の地震が起きた場合に、臨時情報「巨大地震注意」が発表される。

イ 発表される条件

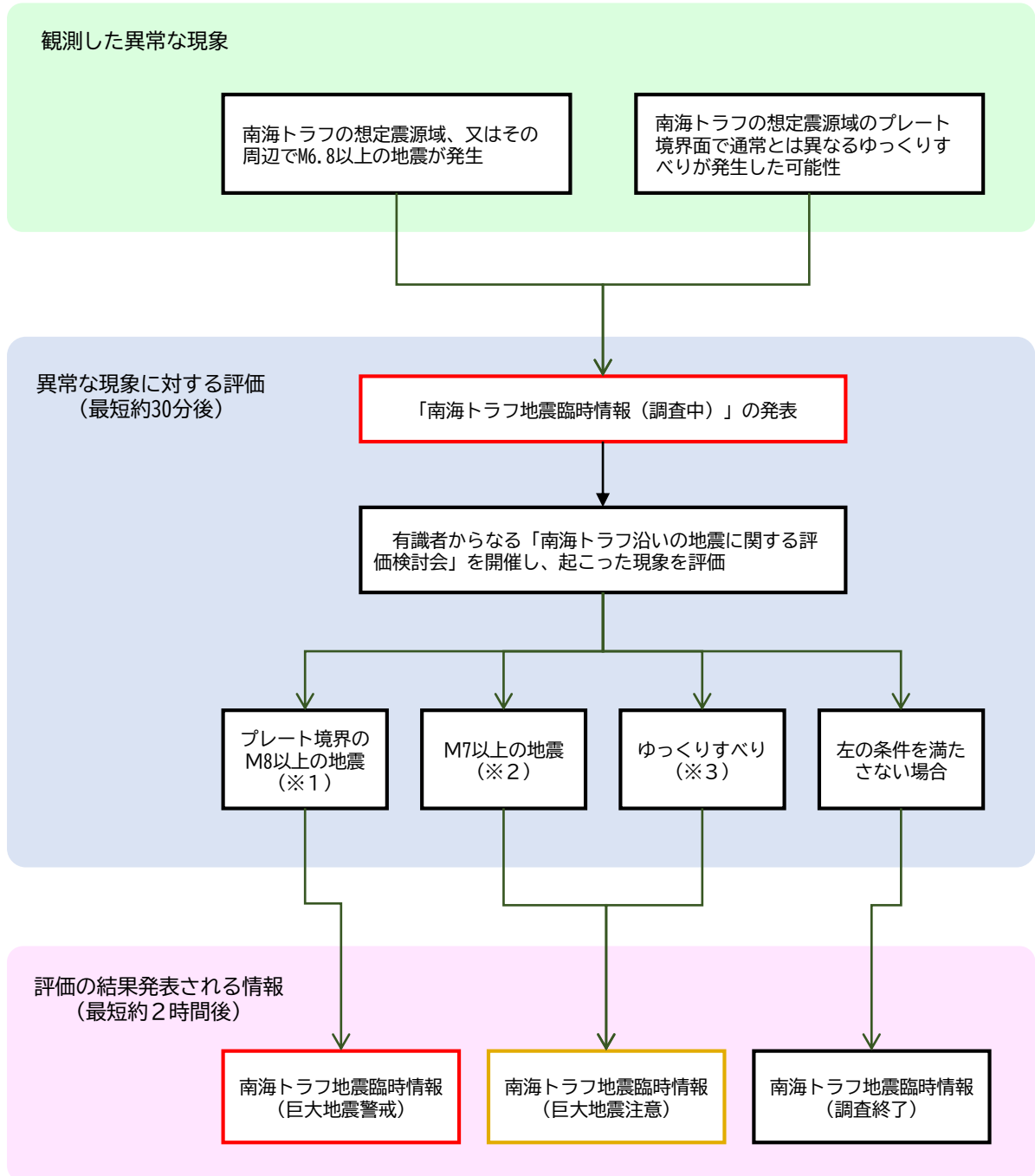
ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合

ウ 後発地震発生の可能性（発生確率）

大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったという他、発生確率に言及した資料はない。



4 異常な現象の観測から発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合 (半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 (一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 (ゆっくりすべりケース)

第3章 想定する状況と各対応方針

1 巨大地震警戒（半割れケース）対応

(1) 予想される地震・津波と被害

ア 地震

震源地付近の地域を中心に非常に強い揺れと高い津波が起こり、甚大な被害が発生し政府では、緊急災害対策本部が設置される。徳島市では、震度5強の揺れを観測し、災害対策本部が設置される。家屋の一部損壊や、小規模の土砂崩れが発生したが、家屋の倒壊や火災の発生等は発生せず、犠牲者は発生しなかった。

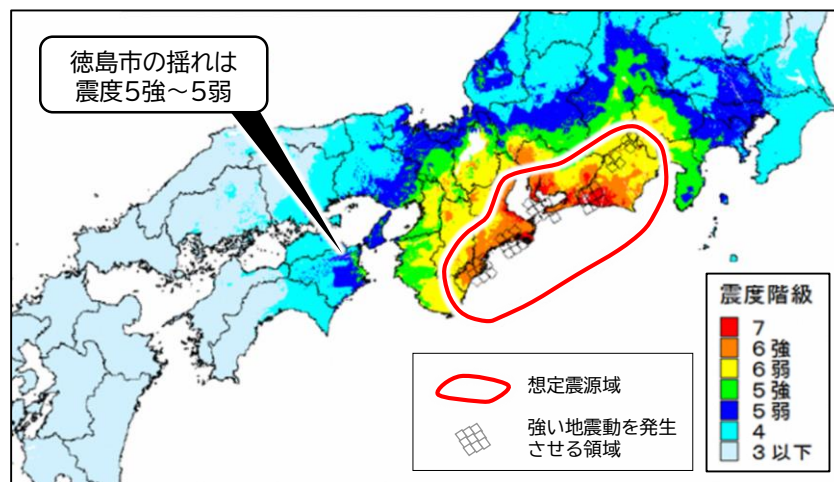


図1 東側で発生した場合の各地の震度

イ 津波

地震発生後、徳島県には大津波警報が発表された。県南部では5 mを超える津波が到達した場所もあり、沿岸部を中心に被害が発生し、救助・捜索活動が開始される。徳島市には津波の第1波が地震発生から70分後にマリンピアに到達、その最大津波高は2.0mであった。

徳島市の海岸及び河川堤防は、地震による損傷を受けなかったため、市街地への浸水は無かったが、係留中の小型船舶の転覆が発生する等、港湾施設に軽微な被害がみられた。

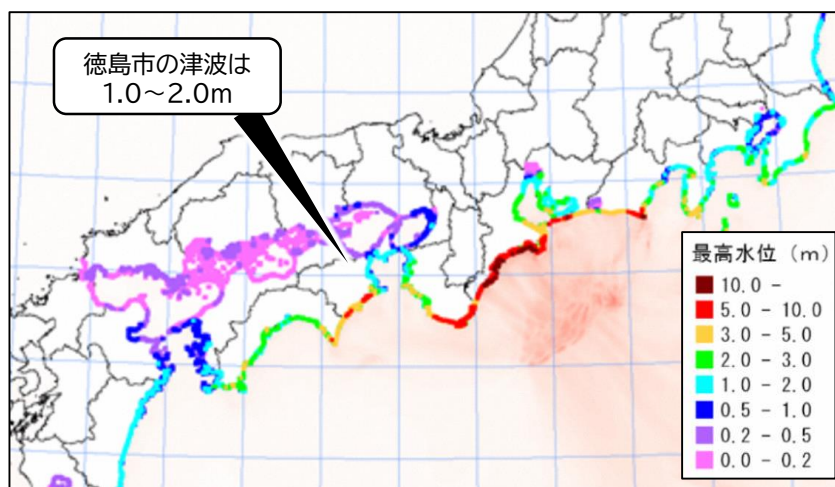


図2 東側で発生した場合の各地の津波高

ウ 南海トラフ地震臨時情報の発表の状況

地震発生から数分後、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、数時間後に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された。

エ 社会の状況

(ア) 被災地域の状況

被災地域、特に静岡県、愛知県、三重県では、広範囲にわたり電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインが停止するなど、多くの道路で亀裂、地盤沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止するなどの状況の中で、被災者の人命救助を第一とした切迫した応急活動が開始された。

(イ) 被災地域外の状況

先発地震の被害が軽微であった南海トラフ地震防災対策推進地域自治体では、後発地震に備え、巨大地震警戒対応を始める。それ以外の自治体からは、緊急消防援助隊を始めとする応援部隊が編成され、被災自治体に対する応援活動が開始された。

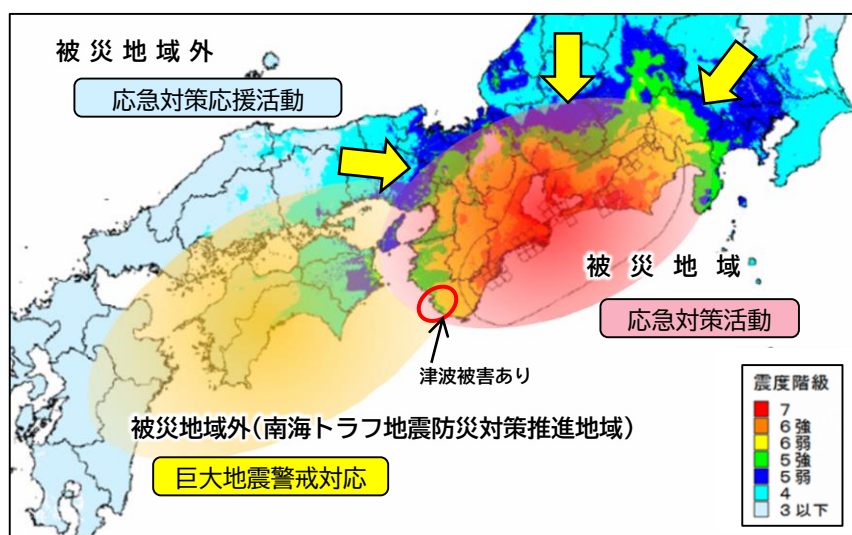


図3 災害対応のイメージ

(ウ) 徳島県の状況

被災地域で甚大な人的・物的被害が発生している状況において、後発地震に対して備える必要がある地域では、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくことが必要である。（ガイドライン抜粋）

徳島市に関する部分

- └ 広域消防相互応援協定に基づく県内応援の考え方
- └ 災害時応援の内容
- └ 安否確認業務
- └ その他 阿南市の火力発電所の稼働状況

(イ) 徳島市の状況

a 交通インフラ

緊急地震速報や地震の揺れを受けJR四国、バスは運行緊急停止、徳島空港の離着、港湾の離着岸停止等と飛行機、鉄道、バス等の交通インフラは一時停止するものの安全確認後に再開された。

b ライフライン

ライフラインに大きな被害はなかった。

c メディア・SNS等の状況

メディアは地震の発生直後から被災地の被害状況等を中心に報道、SNSを通じて被災地の状況等がリアルタイムで広く発信・拡散される。気象庁が南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）を発表した後は、巨大地震警戒についての情報も報道されるようになる。また、西側の後発地震について有識者等から様々な見解が発表された。

d 学校

公立の幼稚園、小学校、中学校、市立高等学校は臨時休業となり、平日昼間に発生した場合は、児童・生徒の保護者等への引き渡しが行われた。

e 住民の状況

浸水想定区域では、津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ避難した住民が帰宅を始める。住民は、メディアを通じて東側の被災地の状況に接し、不安と緊張が高まる。この不安と緊張は浸水想定区域では顕著となり、津波浸水想定区域外に移動を始める住民や避難所への避難を希望する住民が発生した。

市内では、飲料水、食料、燃料、防災用品等の買い占めが始まった。

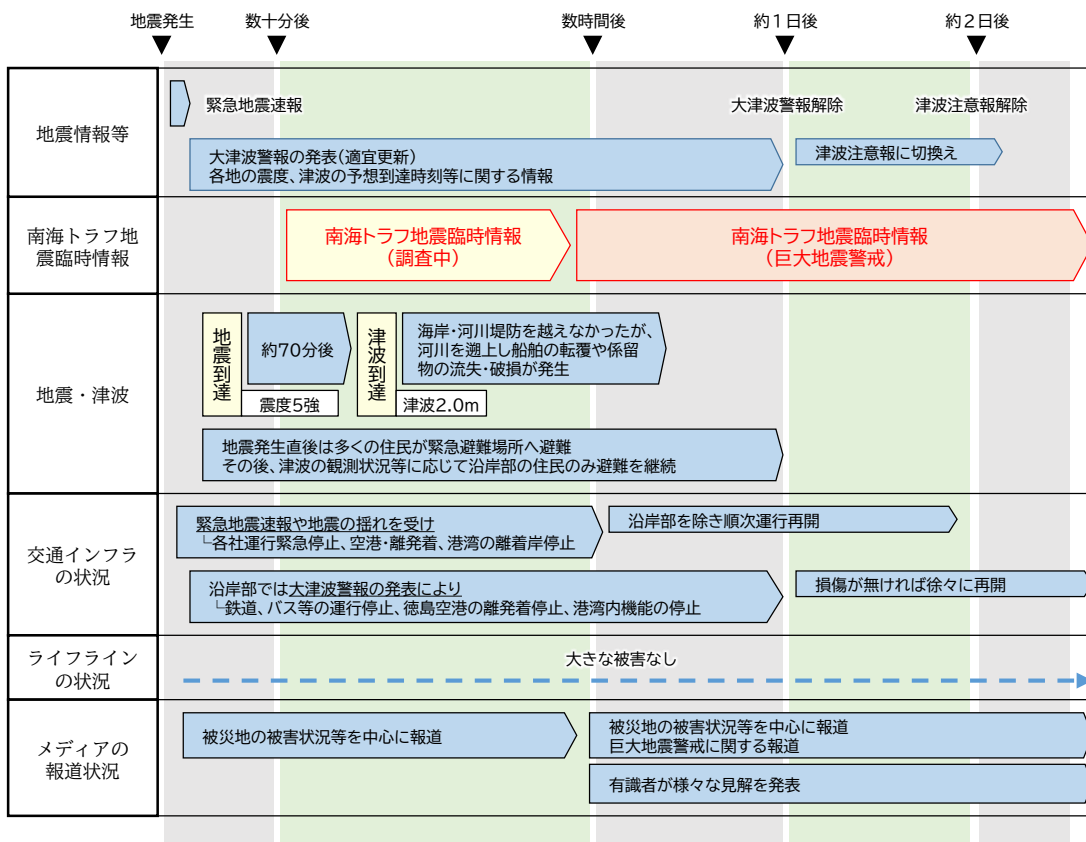


図4 徳島市の状況

(2) 対応全般の考え方

ア 方針

地震発生の可能性は、平常時より相対的に高まったと評価できるものの、発生時期、場所、規模等を明確に、又は精度高く予測することは困難である。このため、まず、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災体制を強化するとともに、地域の特性や防災対策の現状を踏まえ、「リスク回避の方策」と「防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響」のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動」を検討する。この際、市民生活への支障が最小限となるよう原則として通常とおりの業務を継続する。また、半割れパターンでは、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の段階こそが発生確率が高いということに留意する。

イ リスク回避の考え方（基準）

後発の大規模地震が発生した場合に、明らかにリスクが高い次の事項は原則として、これを回避する防災対応をとる。

- (ア) 児童生徒等
 - a 休日、通学時等の児童生徒等が保護者の管理下でない状態
 - b 学校等で先発地震の影響により職員不足が発生し、代理監督責任が遂行できないと判断できる状態
- (イ) 行事・イベントの開催
 - a 極端な人口集中をともなう大規模な行事・イベント等
 - b 避難が困難となる夜間の行事・イベント等
 - c 津波避難が困難となる海岸部及び河口堤外部での行事・イベント等
 - d 土砂災害警戒区域での行事・イベント等
- (ウ) 施設の利用
 - 先発地震により損傷を受けた施設・場所の継続使用
- (エ) 作業・工事等（平時であっても危険を伴う作業等）
 - a 高所作業、重量物を取り扱う作業等
 - b 燃料等、危険物を取扱う職場環境及び作業
 - c 先発地震により損傷を受けている道路や施設の復旧作業等
- (オ) その他大規模地震に対するリスクが特に高いと判断する状態

ウ 組織体制

災害対策本部

エ 警戒すべき期間と対応方針

期間	対応方針
発生直後	・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度 1週間※	・日頃からの地震への備えを再確認 ・津波からの避難が必要な住民は避難準備 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者等は、個々の状況等に応じて自主的に避難
1週間 2週間	・日頃からの地震への備えを再確認する等
大規模地震発生まで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

※ この1週間は「短期的には大規模地震発生の可能性は時間とともに低下すること」と「社会的な受忍の限度」を考慮して決定されたものであり、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに注意する。

(3) 通常業務

ア 方針

市は、原則として通常とおりの事業活動を行う。市営施設の運営・管理及び市主催の行事等について、突発的に地震が発生した場合に被害リスクが特に高くなると判断されるものについて、休止・休館・入場制限等の措置を行う。先発地震の発生にともない施設点検の必要性のあるものや、一時的な職員不足が発生する施設については、施設の運営を一時中止し、安全確認ができたものや体制が整ったものから順次再開する。この際後発地震の発生については、先発地震の発生直後が最も危険であることに留意しつつ、気象庁からの南海トラフ地震臨時情報の検討結果の発表を待つことなく来庁者や利用者及び職員の安全確保を開始することを徹底する。

イ 各事業別方針

区 分	事業別方針
一般行政サービス	戸籍等の手続き・年金・子育て支援・社会福祉等の窓口及びゴミ処理や公共施設の運営等は、原則として通常とおりの事業活動を行う。
地方公営事業等	市場事業・食肉センター・上水道事業・旅客自動車運送事業・駐車場事業・病院事業・公共下水道事業等は、市民生活への支障が最小限となるよう、原則として通常とおりの事業活動を行う。索道事業については、特にリスクが高いことから休業とする。市が主催するイベントは中止、又は延期する。阿波おどり等の大規模イベントは主催者に中止要請を行う。
学 校	徳島県教育委員会の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針に基づき、幼稚園、小・中学校、市立高校は、1週間の臨時休業（週休日・休日を含む）を行う。
保育所等	市立保育所、認定こども園及び児童館等は、休所・休園・休館とする。ただし、施設・職員等の体制が整い、再開可能な場合は1週間以内であっても順次再開する。
消 防	通常とおりの業務を継続する。

ウ 各部署長が行う安全確保について

部署長は、平常の業務を継続、又は中止等を指示するにあたっては、南海トラフ地震発生の可能性が平常時より相対的に高まっている中での業務継続であることを踏まえ、適切な警戒態勢の発動（部長指示等）を合わせて行い、職員及び来庁者等の安全確保に最大限の対策を講じる。

(4) 非常時業務（防災対策及び初動準備）

ア 方針

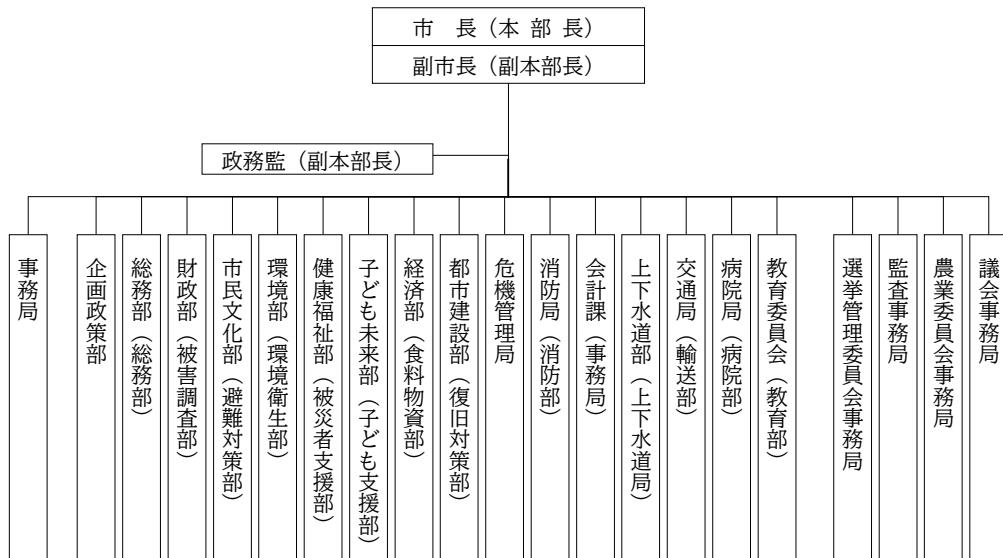
市は、災害対策本部を設置して防災体制を強化するとともに、後発地震及び津波に対する警戒と自主避難を呼びかける。また、後発地震が発生した場合に備えた災害応急対策の初動準備を行う。この際、後発地震の発生については、先発地震の発生直後が最も危険であることに留意する。

イ 実施要領

(7) 防災体制の強化

a 災害対策本部の編成

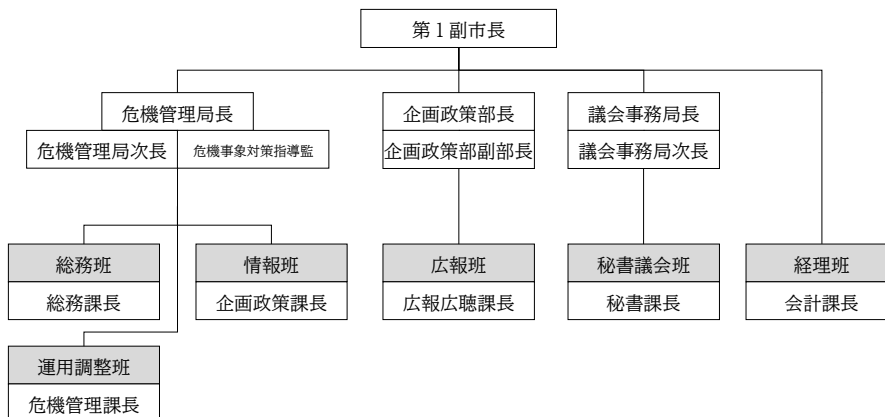
先発地震によって震度5強以上を観測した場合や、大津波警報が発表された場合には、災害対策本部が設置されることとなっているので、その体制のままで巨大地震警戒の対応業務を行う。それ以外の場合は、次の編成とする。この際、後発地震への備えを全庁に徹底するため、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局を編成に加える。



b 事務局

(a) 速やかに情報収集を開始するとともに、対応計画を作成して市の対応要領案を作成して市長の指示を受ける。この際、県防災対策推進課と密接に連携する。

(b) 事務局編成表（基準）



c 各対策部

各部局長の計画により編成する。

(イ) 後発地震に対する警戒の呼びかけ（防災広報）

事務局は、防災行政無線、市ホームページ、SNS等あらゆる手段を利用して、発表された情報、徳島市の対応方針及び住民がとるべき警戒の要領について分かりやすく広報する。

(ウ) 避難対策の実施

a 事前避難

原則として事前避難は実施しない。ただし、巨大地震警戒の発表時において、すでに市域に多量の降雨があり土壌雨量指数が高くなっている場合や、期間内に台風の接近等により、市域に降雨による土砂災害の発生の危険性が高まる場合には、土砂災害警戒区域に避難指示を発令する。

b 自主避難の呼びかけ

以下を対象とした自主避難の呼びかけを行う。

- (a) 避難行動要支援者等、津波からの避難に支障を生じる住民
- (b) 土砂災害警戒区域に居住する住民
- (c) 耐震性の低い建物に居住する住民（先発地震で損傷を受けた住宅を含む。）
- (d) その他、地震発生後の避難に不安を抱える住民等

c 自主避難所の開設

自主避難者を支援するため避難所を開設する。その際、避難所開設のニーズについては、先発地震の規模やマスメディアの報道、国民の反応等実際の状況により幅があると予想されるため、以下の要領で段階的に開設する。避難者が少ない場合には整理統合を行う。

(a) 段階的な避難所の開設要領

指定避難所のうち、津波の影響を受けない避難所を自主避難所として開設する。この際、自主避難所は以下の要領で段階的に開設する。

なお、応神地区については、コミュニティセンター、応神中学校、応神小学校が浸水想定区域にあるため、徳島県立北高校に開設する。

1 第1段階から第3段階

段階	第1段階	第2段階	第3段階
施設	01 内町コミュニティセンター 02 西富田コミュニティセンター 03 昭和コミュニティセンター 04 渭東コミュニティセンター 05 渭北コミュニティセンター 06 佐古コミュニティセンター 07 沖洲コミュニティセンター 08 津田コミュニティセンター 09 加茂名コミュニティセンター 10 加茂コミュニティセンター 11 八万コミュニティセンター 12 勝占中部コミュニティセンター 13 多家良中央コミュニティセンター 14 丈六コミュニティセンター 15 不動コミュニティセンター 16 入田コミュニティセンター 17 上八万コミュニティセンター 18 一宮コミュニティセンター 19 川内町民会館 20 国府コミュニティセンター 21 北井上コミュニティセンター 22 南井上コミュニティセンター 23 県立徳島北高校（応神地区対象）	01 徳島中学校 02 城西中学校 03 富田中学校 04 城東中学校 05 津田中学校 06 加茂名中学校 07 八万中学校 08 南部中学校 09 上八万中学校 10 入田小・中学校 11 川内中学校 12 国府中学校 13 北井上中学校 14 市立高校	01 城東小学校 02 助任小学校 03 沖洲小学校 04 加茂名小学校 05 加茂名南小学校 06 宮井小学校 07 渋野小学校 08 不動小学校 09 上八万小学校 10 一宮小学校 11 国府小学校 12 北井上小学 13 南井上小学
合計	23か所（4,670名）※	14か所（6,860名）	13か所（4,102名）

※ 県立徳島北高校の避難スペースを含まず。

2 第4段階：上記以外の指定避難所

(b) 運営の要領

- 1 自主避難所として避難者が運営する。
- 2 施設管理のため市職員を常時2名配置する。

2 巨大地震注意対応 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース

(1) 予想される地震・津波と被害

ア 地震

南海トラフ地震の想定震源域のうち、徳島市に直接被害が発生しない地域でM7.0以上8.0未満の地震が発生した。

イ 津波

1.0m以下（津波注意報以下）

ウ 南海トラフ地震臨時情報の発表の状況

地震発生から数分後、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、数時間後に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

エ 社会の状況

(ア) 最初の地震の震源域に近い一部の沿岸地域

緊急地震速報・津波警報等が発表され、住民は避難する。その後、半日程度で津波警報から津波注意報に切り替えられ、指定緊急避難場所へ避難している住民は帰宅を始めた。

(イ) 徳島市の状況

交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、人的、物的にも被害が発生していない状況

(2) 対応全般の考え方

ア 方針

徳島市は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波浸水想定区域にある施設においては、津波避難の準備をしつつ、通常どおりの業務を継続する。また、市内の企業や住民に対しては、同様の対応及び一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要であることを呼びかける。

イ 組織体制

災害対策本部（状況により縮小を検討）

ウ 警戒すべき期間と対応方針

期間	対応方針
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度 ～ 1週間	日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて自主的に避難)
大規模地震発生まで	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

エ 特異な状態への対応

年末年始、お盆、阿波おどり等の大規模イベント等で一時的な人口の増加や一部地域への人口集中、夜間行動等、市内が普段と異なる状況になる場合には、その状態を考慮した避難計画等を別途検討して突発地震に備える。

(3) 通常業務

通常どおりの業務を継続する。

(4) 非常時業務（防災対策及び初動準備）

非常時業務に関して、普段からの備えを確認するとともに、(2)エ「特異な状態への対応」を検討する。

3 巨大地震注意対応 ゆっくりすべり／被害なしケース

(1) 予想される地震・津波と被害

ア 地震

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した。

イ 津波

津波は発生しなかった。

ウ 南海トラフ地震臨時情報の発表の状況

ゆっくりすべり観測から数分後、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、数時間後に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

エ 社会の状況

南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、ひずみ計等で通常と異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、また、津波も発生せず、交通インフラやライフライン等に大きな被害は発生なかった。

その一方で、前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めた。

(2) 対応全般の考え方

ア 方針

徳島市は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波浸水想定地域にある施設においては、津波避難の準備をしつつ、通常どおりの業務を継続する。また、市内の企業や住民に対しては、同様の対応及び一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要であることを呼びかける。

イ 組織体制

災害対策本部（状況により縮小を検討）

ウ 警戒すべき期間と対応方針

期間	対応方針
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始
すべりが収まったと評価されるまで	日頃からの地震への備えを再確認する等
大規模地震発生まで	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

エ 特異な状態への対応

年末年始、お盆、阿波おどり等の大規模イベント等で一時的な人口の増加や一部地域への人口集中、夜間行動等、市内が普段と異なる状況になる場合には、その状態を考慮した避難計画等を別途検討して突発地震に備える。

(3) 通常業務

通常どおりの業務を継続する。

(4) 非常時業務（防災対策及び初動準備）

非常時業務に関して、普段からの備えを確認するとともに、(2)エ「特異な状態への対応」を検討する。